

令和3年9月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

全国で新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、新規陽性者数も連日のように過去最多を更新しており、厚生労働省に助言する専門家組織は「災害時に近い局面」と分析しています。

本市でも、7月25日から連日過去に例のないスピードで新規陽性者が確認されています。その中には、複数のクラスターも発生しており、本市保健所では、従来から積極的に行っている疫学調査により、濃厚接触者のみならず、少しでも接触の可能性がある方に対しても徹底的にPCR検査を実施するなど、感染拡大を食い止めるため、最大限の努力を行っています。

また、多くの陽性者が確認されている本市繁華街を対象として、8月9日から22日まで営業時間短縮の要請が行われましたが、事業者の皆様のご理解、ご協力をいただき、繁華街における感染の封じ込めを行うことができました。要請にご協力いただきました皆様に改めて感謝申し上げます。

感染力の強いデルタ株を中心とした変異株は、今まで比較的感染の少なかった、0歳から15歳までの子どもたちにも感染の広がりを見せて

います。子どもたちを守るのは、私たち大人の努めです。これまで以上に、家庭内でのマスクの着用、手指の消毒、3密の回避など基本動作の徹底と、ご自身、周りの方をウイルスから守る意識を一段と高め、一層の感染防止に努めていただきますよう強くお願いいたします。

私は、市民の皆様にお約束しました第2期就任時の39の公約について、その実現に向け全力で取り組んでまいりました。

近年の猛暑から子どもたちを守るため、国の動きに先駆けて、小・中・義務教育学校全教室へのエアコン整備を公約の一つとし、実現いたしました。また、1万4千台を購入いただいている防災ラジオの普及促進や2年前に開庁した新本庁舎に、総合防災の拠点として災害情報共有システムやテレビ会議システムなど最新機材を備えた災害対策本部室を整備するなど、防災力の強化に努めました。また、公約で掲げました、地域福祉相談センターの設置や地域包括支援センターの拡充など、地域包括ケアシステムの充実や駅南庁舎に健康づくりと子育て支援の総合拠点を整備するなど、地域共生社会の実現を目指し精力的に取り組ましました。さらに、県東部4町と北但馬の2町とで連携中枢都市圏を形成し「麒麟のまち圏域」として、日本遺産に認定された、「麒麟獅子舞」を活用した圏域一体での魅力向上など、コロナ禍による影響はあったものの、これまで、しっかりと取り組みを進めてまいりました。

2期目の集大成となる年度の後半も、「いつまでも暮らしたい、誰も

が暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現に向け、一層の努力を重ねてまいりますので、市民の皆様・議員各位のご協力を改めてお願い申し上げます。

2. 旧本庁舎及び第二庁舎跡地の活用

市街地の中心にあって、市民の貴重な財産である旧本庁舎等跡地の活用については、市民の声を十分に聴いたうえで方向性を決めていきたいとの考えで、これまで、市民ワークショップや各種団体との意見交換会、また、私自身が若者と意見交換を行うストリートミーティングなど、市民参画のもと、検討を進めてきました。

先月には、市民を対象にアンケート調査を行い、847人の方から回答を得たところであり、跡地活用の検討も大詰めの段階となっています。今後、「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」や「本庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会」からのご意見・ご提言を基に、可能な限り早い時期に、本市としての一定の方向性を示したいと考えます。

3. ワクチン接種の推進

新型コロナウイルスのワクチン接種について、先月10日から49歳以下の方の予約受付を開始し、12歳以上の全ての方の予約受付が可能となっています。

働く世代、子育て世代の方へのワクチン接種を進めるにあたり、本市

が実施する集団接種において、夜間接種と託児サービスを開始したところであり、今後の国からの円滑なワクチン供給が必要となりますが、集団接種、医療機関での個別接種、企業等が実施する職域接種を通じて、希望される全ての方のワクチン接種を10月末までに完了できるよう、引き続き、全庁一丸となって取り組みを進めます。

4. 収束後を見据えた復興・再生

また、ワクチン接種が円滑に進むなか、現在行っている当面のコロナ対策は引き続き取り組むこととして、コロナ禍の収束後を見据えた、地域経済の立て直し、そして、コロナ禍を教訓とした新しい社会づくりが、これからの課題であると考えています。そこで、「人を大切にするまち、鳥取市」を合言葉に、将来を見据え、これから述べます3つの柱を考え方の基本とした、中・長期の鳥取市復興・再生プランを立て、計画的・戦略的に、全庁一丸となって、全ての市域の均衡ある発展と、住んで良かった、住み続けたいまちとなるための取り組みを、しっかりと進めていきたいと考えています。

(1) ひとを引き付け、ひとを呼び込むまちづくり

まず、ひとを引き付け、ひとを呼び込むまちづくりです。

コロナ禍で、都市部での生活よりも、自然に囲まれた地方での生活に魅力を感じる人が増えている状況にあります。

7月21日の日本経済新聞の報道において、本市は「多様な働き方ができる自治体」の全国第2位に選ばれたところでもあり、これを好機と捉え、名実ともに選ばれる鳥取市となるべく、移住者の受け入れに関わる地域組織や関係団体の皆様と連携しながら、本市の魅力をしっかりと届け、継続したつながりを築く、戦略的な情報発信を展開することとしています。一人でも多くの方に鳥取を知っていただき、移住につなげていくことで、さらなる定住・関係・交流人口の拡大を図ってまいります。

また、コロナ禍により、観光入込客数が減少するなか、本格的な旅行需要の回復期を見据え、新たにオンライン観光体験ツアーによるファンの獲得、市内観光地を周遊する旅行商品の造成、観光事業者が取り組む新商品や体験メニューの開発など、観光誘客に繋がる前向きな投資を支援します。

さらに、来年4月には市内全域で超高速光ケーブル通信網が整備できることを強力にPRし、新しい働き方・新しい旅のスタイルとしてワーケーションを推進するとともに、受入拠点の整備に対して支援を行うなど、様々な取り組みを行うことで、ひとを呼び込むまちづくりを進めます。

(2) 稼ぐ力と魅力を高め、ひとが暮らし続けるまちづくり

次に、稼ぐ力と魅力を高め、ひとが暮らし続けるまちづくりです。

長引くコロナ禍の影響により、地域経済は大変厳しい情勢にあります。日々努力をされている市内事業者の皆様を下支えし、地域経済を立て直すことが、安定した市民生活を確保するうえで重要であり、事業の再構築や新商品の開発など将来を見据えた活動を支援するとともに、状況に即応した、飲食業等緊急支援、営業時間短縮等影響緩和給付金を実施するなど、切れ目ない様々な対策を講じているところです。

加えて、都会志向ではなく、鳥取での生活を選ばれる若者を増やすため、就職ニーズに合った雇用の創出や鳥取で仕事をしたいと考える若者への起業支援、また、農林水産業のスマート化による担い手確保など、引き続き、経済と雇用の好循環を図り、若者の定着に取り組みます。

また、人口減少や急速な少子高齢化の進展により社会構造が変化するなか、いつまでも安心して暮らしていくためには、SDGsの掲げる理念「誰一人取り残さない」持続可能な市民生活の実現が重要となります。

これまで進めてきた、環境保全や食品ロス削減など持続可能なまちづくりに加え、新たに、自然エネルギーの自給と新たなエネルギー技術の実用化など「食」と「エネルギー」の自給自足を達成する農村モデルの構築に、関係する事業者や団体の皆様と連携しながら取り組むとともに、SDGsについて広く市民の皆様に情報発信をしていくことで、市民、事業者と一体となって、全国から選ばれた31の自治体の一つとして「SDGs未来都市」を強力に推進してまいります。

利用者の大幅な減少や、深刻化する交通事業者の運転者不足により、路線バスやタクシーなど公共交通の縮小や廃止が続いています。一方、少子高齢化の進展により、交通弱者である高齢者や学生などの生活を支える、持続可能な利便性の高い公共交通の確保が求められています。

このような中、地域が主体となった共助交通の取り組みが各地で活発になっており、本市としても継続した支援を行うなど、地域の実情に即した持続可能な生活交通の確保に、地域の皆様と共に取り組みます。

また、交通・観光事業者、警察などの関係機関で構成する協議会を新たに発足させ、AIやIoTを活用した公共交通への無人自動運転技術の導入に向けた実証運行、普及啓発の推進などに取り組み、市民の暮らしを支える快適な交通ネットワークの形成につなげていきます。

(3) ひとり一人にやさしい、ひとを大切にすまちづくり

そして、ひとり一人にやさしい、ひとを大切にすまちづくりです。

コロナ禍の影響により、県外の親族等からの支援が受けられない、生活状況が把握できない子育て家庭が増加するなか、市内18か所で開設していただいている「こども食堂」運営団体の皆様には、子どもたちの安心できる居場所づくりにご協力をいただき感謝申し上げます。

子どもたちを取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、本市では、これまでの取り組みに加え、支援ニーズの高い子どもたちを対象に、こども食堂や子育て支援団体の皆様と連携し、状況の把握や食

事の提供、学習支援など、きめ細やかな対応を行うことで、鳥取の子どもたちを守り、支える、さらなる見守り体制の強化を図ります。

また、外出の自粛に伴い、身体活動の機会が減少したことによる筋力低下や人とのつながりの減少などにより、認知機能の低下が見られる高齢者が増えています。

このような状況を解消するため、フレイル予防教室など現在も進めている取り組みに加え、日ごろから地域における見守り活動にご尽力いただいている、しゃんしゃん体操普及員や鳥取市民健康づくり地区推進員、運動指導士などの皆様と連携し、本市独自のしゃんしゃん体操を活用した健康づくり教室を実施することで、身近な地域における、健康状態の保持や参加への声掛けなどを通じたコミュニケーションの機会を醸成するなど、地域が主体となった心身の健康づくりを推進します。

コロナ禍を乗り越え、鳥取市が、市民から、また全国の人から選ばれるまちであり続けるため、取り組みをしっかりと進めてまいります。

5. 令和2年度決算について

令和2年度は、今なお続く、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた一年となりました。

一般会計の歳出は、過去最大となる約1,299億円となり、感染症対策として、臨時交付金など国の施策に呼応して計10回にわたる補正

予算を計上し、感染防止・感染拡大防止、切れ目のない個人や事業所への支援などに注力しつつ、新可燃物処理施設や保健所の整備をはじめとした重点施策を着実に進めるとともに、9月豪雨や12月大雪など頻発化・激甚化する災害への対応、さらには、人口減少の克服に向けた地方創生の推進や地域共生社会の実現、妊娠・出産・子育て支援等の施策などに積極的に取り組みました。

歳入面では、感染拡大による地域経済への影響が、法人市民税や固定資産税、入湯税などに現れ、市税収入が、前年度より2億8,403万円減収となりましたが、国の感染症対応地方創生臨時交付金の活用や、市税等の減収に対する減収補てん債および徴収猶予特例債の発行、また、計画的に積み増ししてきた基金を活用するとともに、交付税措置率が高く市の実質的な負担が少ない市債を厳選し発行するなど、財政基盤の健全化に意を用いた財政運営に努めました。

これにより、一般会計のほか15の特別会計において全て黒字決算となったことに加え、自治体財政の健全化を示す指標においても、実質公債費比率は0.7ポイント改善し9.6%に、将来負担比率は2.8ポイント改善し66.8%と、コロナ禍にはありましたが、いずれも国が示す健全化の判断基準を大幅に下回っており、これまでの財政の健全化に向けた取り組みの成果が着実に現れているものと考えています。

今後も、コロナ禍の一日も早い収束に向けて、全力で対策を進めるとともに、中・長期的な展望に立ち、行財政改革に努めながら、中核市と

して、麒麟のまち圏域が将来に向けて大きく発展していくための取り組みを進めてまいります。

6. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第105号から議案第107号までは、一般会計及び特別会計の補正予算でありまして、ただいま申し述べました施策に関連した経費などを計上しております。

議案第108号から議案第112号までは、一般会計及び特別会計並びに企業会計の令和2年度決算等について、議会の認定に付す案件です。

議案第113号は、鳥取市保健所の公衆衛生医師採用に向け、保健所に勤務する医師に医療職給料表を適用させるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第114号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第115号は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第116号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第117号は、鳥取市用瀬町鳥居野集会所を廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第118号は、佐治町交通空白地有償運送（共助交通）の運行開始に伴い、鳥取市自家用有償バス佐治線を廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第119号は、鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設を設置するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第120号は、鳥取市河原町総合運動場を設置するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第121号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、鳥取市における新たな過疎計画を策定するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第122号は、鳥取市鳥獣減容化施設の備品を購入するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第124号は、議案第117号に関連し、鳥取市用瀬町鳥居野集会所を地元町内会へ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第125号は、鳥取市民体育館再整備事業に係る事業契約の変更

について、必要な議決を求めるものです。

議案第126号は、鳥取市立江山学園特別教室棟増築（建築）工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第127号は、鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築（建築）工事請負契約の変更について、必要な議決を求めるものです。

議案第128号及び議案第129号は、それぞれ市道の路線の認定及び変更を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第130号は、令和3年8月16日に専決処分した、一般会計の補正予算を報告し、承認を求めるものです。

報告第12号は、鳥取市土地開発公社ほか18法人から、令和2年度の経営状況を説明する書類が提出されましたので、地方自治法の規定により報告するものです。

報告第13号は、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、公立鳥取環境大学の令和2年度における業務の実績に関する評価報告がありましたので、地方独立行政法人法の規定により報告するものです。

報告第14号は、相手方に対する集落排水施設使用料の支払督促に対し督促異議の申立てがあり、当該使用料及びこれに係る督促手数料の支払いを求めるための訴えの提起について、令和3年8月13日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第15号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部

改正を令和3年8月16日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第16号は、令和3年8月5日公用車が、相手方事務所の屋内駐車場に駐車するため後進したところ、車両上部広報用拡声器が駐車場天井の照明器具に接触したことにより天井パネルが破損した事故に係る損害賠償の額及び和解について、令和3年8月16日に専決処分しましたので報告するものです。

報告第17号及び報告第18号は、令和2年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率を監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

改めまして、議案の説明を申し上げます。

議案第123号は、鳥取市河原町総合運動場の土地を、鳥取市土地開発公社から購入するに当たり、必要な議決を求めるものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。